平成 21 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、北海道情報大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4月1日から平成 28(2016)年3月31日までとする。

【条件】

特になし。

Ⅱ 総評

大学は、「情報化社会の新しい大学と学問の創造」を建学の理念として平成元(1989)年 4 月に開学し、実学に裏付けられた実践的な専門教育を通して高度情報通信技術者を育成することを大学の使命としている。また、建学の理念などは学生、教職員に広く周知され、折に触れ創立者の紹介ビデオが上映されたりしている。

情報の総合大学として、建学の理念を教育研究に反映するため経営情報学部及び情報メディア学部の2学部と通信教育部、大学院を基本的な組織とし、情報センター、「eラーニング推進センター」「医療情報センター」などの教育研究施設が適切に配備され、各組織相互の連携が図られている。また、人間形成のための教養教育も十分できるよう学内組織に教養教育協議会が設置されている。

学部・学科・研究科の教育目的は「北海道情報大学における教育研究上の目的に関する 規程」に明確に定められ、教育課程などに十分反映されている。また、教育課程について も、教育目的に応じた編成方針に即して体系的かつ適切に設定されている。CAP制に関し てはなお改善の余地はあるが、授業方法、成績評価などについても講義概要などに記載さ れ、学生にあらかじめ明示されている。通信教育部においても、適切な方法で授業が実施 されている。

アドミッションポリシーは明確に定められ、適切に運用されている。また、学習相談室の設置、「スタートアッププログラム」の実施などの指導を行うことにより、中途退学者数の減少に努めている。特に、毎年高い就職率を維持するため、就職に対するサポート体制は整備され、適切に運営されている。

教育課程に必要な専任教員数は大学設置基準を満たしており、適切に配置されている。また、教員の採用などの人事方針も体系的に整備されている。更に、教員の教育研究活動を活性化するため、独自の「教員活動調査」に基づいて、個人研究費の傾斜配分を行うなど、教員の教育研究活動を支援する体制が整備され、適切に運用されている。なお、FD(Faculty Development)活動については、特記事項にもある教育 GP(質の高い大学教育推進プログラム)「ICT(Information and Communication Technology)による自律的 FD 推進モデルの構築」の中で一層充実した点検・評価システムが構築されることを期待する。

教員組織と事務組織の共通組織として事務連絡会議を設置し、双方の管理者が大学運営のために情報を共有しており、相互に連携・補完している。また、「就業規則」「人事考課規程」が定められ、客観性の高い採用・昇任などの職員の人事制度の確立に努めている。

大学の目的を達成するために、大学においては全学教授会及び学部教授会、法人組織に おいては理事会及び評議員会などの管理運営体制が整備されており、適切に機能している。 また、管理部門と教学部門の連携についても、相互の意思疎通が図られている。

財務情報の公開については、学内報やホームページを通じて広く適切に公開されている。 校地、校舎とも大学設置基準の面積を十分満たしており、多様な施設・設備を有し、専 門性を生かしながら各種公開講座の開講や大学施設の開放など、大学の知的資源を地域社 会、地域行政などに積極的に提供しており、情報の総合大学として地域社会に貢献してい る。

企業との連携及び地域との関係についても、協力関係が築かれている。

危機管理の体制については、規程を整備し、取組みを強化している。また、組織倫理確立のために、「北海道情報大学における研究費の不正使用に関する規程」などの諸規程を整備し、適切に運用している。

特記事項にある、地上デジタルによる遠隔教育システム(PINE-NET Ⅱ)を使った「IPメディア授業」などの実施に全学レベルで組織的に取組んでいる。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

「情報化社会の新しい大学と学問の創造」という建学の理念は、情報の総合大学として「IT 社会の発展に貢献すること」という大きな命題に受継がれている。具体的には、大学の使命として、実学に裏付けられた実践的な専門教育を通して高度情報通信技術者を育成すると定められており、この原点が国際情報化に適応できる国際性豊かな人材などの育成を目指す教育プログラムにつながっている。

こうした建学の理念と大学の使命などは学生、教職員に広く周知が図られている。建学の理念は「北海道情報大学概要」、大学案内などに記載されており、大学の使命は学生便覧や講義概要などに掲載されているだけでなく、建学の理念と大学の使命とも大学のホームページや電子掲示板などにも載せられており、周知の徹底が図られている。また、入学式や学位記授与式での理事長祝辞、学長告辞などにおいても、建学の理念が語り継がれ、創立者の紹介ビデオも上映されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

情報の総合大学として、建学の理念を教育研究に反映するため経営情報学部及び情報メディア学部の2学部と通信教育部、大学院を基本組織とし、大学の使命・目的を達成するため情報センター及び「e ラーニング推進センター」「医療情報センター」などの教育研究施設が適切に設置され、各組織相互の連携が図られている。

人間形成のための教養教育に関しては、議事録の整備が望まれるが、学内組織として「教養教育協議会」が設置され組織上の措置がとられている。

組織上の意思決定過程について、更なる整備が望まれるが、教育研究上の重要事項は、 学長の諮問に応ずるため教学部門と事務部門の管理者で構成される「教育研究評議会」に て審議され、案件によっては、それぞれ関係する各種委員会やワーキンググループにおい て具体的に再検討するなど、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できている。

経営情報学部と通信教育部経営情報学部は、強い連携を保ちながら地上デジタルによる「遠隔教育システム(PINE-NETII)」を使いインターネットメディア授業 (無限大キャンパス) を実施し、全学レベルで組織的に取組んでいる。

【優れた点】

・情報の総合大学の特徴を生かし、情報センターを設置し、学術研究と情報処理教育の充実を図り、最新のデジタル遠隔教育ネットワークやインターネットメディア授業(無限大キャンパス)などを展開し実績を上げていることは、高く評価する。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

学部・学科・研究科の教育目的は、「北海道情報大学における教育研究上の目的に関する 規程」において明確に定められ、教育課程や教育方法などに十分反映されている。

また、教育課程に関しても、教育目的に基づいた教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に設定されている。各学部・学科・研究科ではそれぞれの目的に向かって必要な知識及び技術を身に付けるためのさまざまなコースと授業科目を設けて、情報処理の知識・技術を核とした専門技術の担い手としてのモチベーションを高める教育を推進している。更に、授業方法、成績評価などについては講義概要などに記載して学生にあらかじめ明示している。年間学事予定と授業時間は適切に設定され、単位認定、進級及び卒業要件についても明示し、GPA(Grade Point Average)制度を利用し履修単位について学生の意識を高めていく努力も行っている。通信教育部においても適切な方法で授業が実施されている。なお、平成 20(2008)年度からは、教育 GP(質の高い大学教育推進プログラム)の中で、

一層充実した教育目的の達成状況を点検・評価するシステムを構築している。

【優れた点】

- ・現代 GP (現代的教育ニーズ取組支援プログラム) で開発した「学習者適応型 e ラーニングシステムの活用」を推進している点は高く評価できる。
- ・教育 GP「ICT(Information and Communication Technology)による自律的 FD(Faculty Development)推進モデルの構築」による ICT を活用した授業の達成状況の点検・評価と授業改善などを推進している点は高く評価できる。

【参考意見】

・CAP 制に関しては、上限設定が高すぎるので、早急に適切な単位数を設定することなどが望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

募集単位ごとにアドミッションポリシー(受入れ方針・入学者選抜方針)が明確に定められ、入学試験要項、ホームページなどにも記載し、適切に運用されている。なお、アドミッションポリシーに関しては、受験生だけでなく広く一般にも公開され、進学相談会、高校訪問、オープンキャンパスなどでも周知されている。

収容定員と入学定員及び在籍学生数などは適切に管理されている。また、クラス担任などが学習面、生活面などの指導を行うなど、学習支援体制の整備に努めている。特に、中途退学者を防ぐため、学習相談室の設置、スタートアッププログラムの実施、資格取得ガイドブックの作成、ICカードを用いた出欠管理による要指導学生への指導などの強化を行っている。

学生サービスの体制、特に大学独自の奨学金制度も整備され、適切に運営されている。 就職・進学支援などの体制についても、毎年高い就職率を維持するため、キャリア教育 の支援とともに、就職委員会、「学生サポートセンター」などにおいて就職に対するサポー ト体制が整備され、適切に運営されている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために各学部学科の必要専任教員数は、大学設置基準を満たす数が

確保されている。新規教員の採用は公募を原則とし「北海道情報大学教員選考基準(同申し合わせを含む)」として明確に示され、学長を委員長とする「教員任用推薦委員会規程」を踏まえ、選考委員会などが体系的に整備され、研究業績に偏ることなく教育業績や社会活動などによる評価も踏まえ規程に従って適切に運用されている。

教員の教育担当時間については改善に取組み、SA(Student Assistant)や TA(Teaching Assistant)を配置するなど、教育研究活動を支援する体制が概ね整備されている。

教員の教育研究活動を活性化するため、大学独自の個人研究費配分計算式を定め、「教員活動調査の調査項目」に基づく査定を基準に個人研究費の傾斜配分を行うなど、教員の教育研究活動を支援する体制が整備され運用されていることは評価できる。

FD 委員会に関しては、教育 GP (質の高い大学教育推進プログラム) ワーキンググループを立ち上げ、全教員によるピア・レビュー (教員相互評価) や学生による授業評価に取組かなど、教育力向上にも積極的に取組んでいる。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

事務局長の下に大学の各業務部門が編成され職制が敷かれている。正職員は全事務職員の約7割ではあるが、大学を取巻く環境の変化に適切に対応するため、契約職員及び派遣職員などを配置するなど、適切に管理運営されている。また、就業規則、事務職員人事考課規程が定められ、客観性・透明性の高い採用・昇任などの職員人事の方針を明らかにしている。

事務職員の資質向上のために日常的な OJT はもとより、私立大学関係の各団体などが開催する各種の研修会・セミナーへの職員の派遣など、大学の将来を担える能力の涵養に積極的に努めている。また、SD(Staff Development)の取組みとしてグループ企業などとの共同研修企画や(社)日本経済青年協議会議所主催の洋上研修への参加なども実施されている。

教育研究支援の一環として、教員組織と事務組織の共通組織である「事務連絡会議」を 設置し、双方の管理者が大学運営のために情報を共有するなど相互に連携・補完し合って いる。全体として、教育研究支援のために必要な事務体制は構築されている。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、管理部門と教学部門がそれぞれ分担された役割を十分に

果たしている。前者においては理事長のもとに理事会、評議員会などの管理運営体制が整備されている。後者に関しては学長のもとに全学教授会や学部教授会などが運用されている。

管理部門と教学部門の連携については、理事会の理事に学長、副学長が選任されており、他方、常務理事である大学事務局長も教授会に出席している。管理部門の管理職と教学部門の管理職が参加する「教育研究評議会」が月1回開催され全学的に討議し問題解決にあたっている。更に、学長、副学長、常務理事(大学事務局長)及び法人事務局長の4者が日常的に打ち合わせを行ったりしていることから、相互の意思疎通が十分図られている。

自己評価活動のための恒常的な体制を整備し、自己点検・評価報告書のみならず教育研究活動一覧も作成するなど積極的な取組みがなされている。それらを関係者に配付することによって学内外への結果の公表も行われており、改善・向上への仕組みが構築されている。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

学生生徒等納付金は減少傾向にあるものの、大学運営に必要な財政基盤は確保されバランスのとれた財務内容といえる。

教育研究費比率は比較的高くなっており、教育研究目的を遂行するための必要な経費が確保されている。会計処理については学校法人会計基準に従って適正に処理されており、会計監査も適正に行われている。

また、財務情報の公開においては、法人全体の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借 対照表、事業報告書、財産目録、監査報告書を全てのステークホルダーに対して学内報や ホームページを通じて広く適切に公開している。

法人の経営基盤を安定させ、教育研究活動を充実させるには安定した学生生徒等納付金の確保はもちろんのこと、外部資金の導入が重要であるとの考えから「寄附金取扱規程」「受託研究取扱規程」「資金運用規程」をそれぞれ整備し、委託研究や奨学寄附金、各種補助金などの獲得に積極的に取組み年々効果を上げている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

大学の使命である「高度情報通信社会の進展を先取りする学問領域の創造」という教育 研究目標を達成するための校地、校舎、その他必要な設備など十分な環境を有しており、

情報の総合大学にふさわしく種々の実習を行う環境が整備されている。特に、北海道情報技術研究所との連携によるメディア教育の環境は充実しており、情報ネットワーク基盤の整備など快適な教育環境作りが図られている。図書館の整備についても、閲覧スペースの確保など充実に努めている。

施設設備については、障害がある学生などへの配慮として校舎のバリアフリー化が進められている。情報機器のセキュリティ対策も確かであり、安全性は確保されている。

学生寮の整備やカフェテリアの新設などアメニティに配慮した取組みもなされ、快適な 教育研究環境が整えられている。全体的に校地、校舎とも大学設置基準の面積を十分満た しており、学生教育及び研究活動に必要な設備は適切に維持・運営されている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

多様な施設・設備を有し、専門性を生かしながら各種公開講座、連携講座などの開講や 大学施設の開放など、大学の物的・人的資源を地域社会、地域行政などに積極的に提供し ている。

特にコンピュータ設備機器及びソフトウェアを貸出すなどしており、情報の総合大学としての地域社会への貢献度は高い。

企業との連携については共同研究及び受託研究を通じて取組みつつあり、数的にはまだ 少数であるが増加傾向にある。

地域との関係においても、官・民・学・研が協力し江別市で開催されている「えべつものづくりフェスタ」への参加、「江別市国際交流推進協議会」への学生のボランティア参加、江別市教育委員会への協力体制、高等学校との高大連携などの有効な協力関係が築かれている。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学は、大学人それぞれが社会的責任を認識できるよう、また、社会的機関として必要な組織倫理が確立するよう、種々の学内規則に加え、「就業規則」「北海道情報大学における研究費の不正使用に関する規程」「北海道情報大学における研究活動上の不正行為に関する規程」「北海道情報大学プライバシーポリシー」「北海道情報大学ハラスメント防止ガイドライン」などの諸規程を整備し、かつ適切に運用している。

危機管理の体制は、防災意識の向上などを目指して「北海道情報大学危機管理に関する

規程」を整備し、体制の強化が図られている。

教育研究成果の公表については、市民を対象とする種々の公開講座やホームページなど を通じて公正かつ適切に実施されており、また、毎年「北海道情報大学紀要」「学内報なな かまど」を発行し学内外に公表するなど、広報活動する体制を整えている。